

令和 8 年 度 事 業 予 定 計 画 書

1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

(1) 農作物共済

項 目	組合員数等	農 作 物 共 済				
		水 稻			麦	
		半相殺 方式	全相殺 方式	品質方式	半相殺 方式	全相殺 方式
区 域 内 の 概 数	戸 57,167	a 1,648,006			a 51,604	
前 年 度 引 受 実 績	46,347	723,404	149,364	1,170	27	5,788
本 年 度 引 受 計 画	45,300	688,137	128,518	1,170	27	5,788
本 年 度 予 定 引 受 率	% 79.2	% 41.8	% 7.8	% 0.1	% 0.1	% 11.2

※ 1 水稲共済：区域内の概数内訳・・・地域再生協議会データによる。 主食用 1,602,614 a 飼料用 45,392 a

※ 2 麦共済：区域内の概数・・・地域再生協議会データによる。

(2) 家畜共済その1

共済目的等 項 目	家 畜 共 済										
	死 亡 廃 用										
	搾乳牛	育成乳牛	繁殖用雌牛	育成・肥育牛	繁殖用雌馬	育成・肥育馬	種豚	肉豚	乳用種雄牛	肉用種雄牛	種雄馬
区 域 内 の 概 数	頭 9,934	頭 3,669	頭 8,849	頭 44,167	頭 43	頭 35	頭 3,313	頭 25,821	頭 0	頭 13	頭 4
前 年 度 引 受 実 績	8,644	2,975	8,945	42,094	33	35	1,796	9,697	0	13	4
本 年 度 引 受 計 画	8,613	3,001	8,825	41,814	33	35	2,553	17,521	0	13	4
本 年 度 予 定 引 受 率	% 86.7	% 81.8	% 99.7	% 94.7	% 76.7	% 100.0	% 77.1	% 67.9	% -	% 100.0	% 100.0

※1 家畜共済：区域内の概数・・・NOSAI調べ

(3) 家畜共済その2

共済目的等 項 目	家 畜 共 済						
	疾 病 傷 害						
	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	乳用種雄牛	肉用種雄牛	種雄馬
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
区 域 内 の 概 数	10,315	30,638	63	3,313	0	13	4
前 年 度 実 績 引 受	10,129	30,483	53	0	0	13	4
本 年 度 計 画 引 受	10,315	29,815	53	0	0	13	4
	%	%	%	%	%	%	%
本 年 度 率 予 定 引 受	100.0	97.3	84.1	0.0	0.0	100.0	100.0

※1 家畜共済：区域内の概数・・・NOSAI調べ

(4) 果樹共済、畑作物共済

項 目	共済目的等	果樹共済					畑作物共済			
		収穫共済				樹体共済	大 豆		そ ば	
		ぶどう	かき		くり	ぶどう				
		半相殺一般方式	半相殺一般方式	半相殺短縮方式	全相殺減収一般方式		全相殺減収一般方式	半相殺方式		全相殺方式
区 域 内 の 概 数	a 16,770	a 11,748			a 969	a 3,621	a 50,682		a 48,317	
前 年 度 引 受 実 績		2,088	133	188	576	180	1,296	871	2,589	7,753
本 年 度 引 受 計 画		2,088	133	188	576	180	1,296	871	1,623	7,753
本 年 度 予 定 引 受 率		% 12.5	% 1.1	% 1.6	% 4.9	% 18.6	% 35.8	% 1.7	% 3.2	% 16.0

※1 果樹共済：区域内の概数・・・NOSAI調べ

※2 畑作物共済：区域内の概数・・・地域再生協議会データによる。

(5) 園芸施設共済、任意共済

項 目	園 芸 施 設 共 済								任 意 共 済		保管中農産物補償
	ガ ラ ス 室	プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス							建 物	農機具	
	Ⅱ類	Ⅱ類	Ⅲ類	Ⅳ類甲	Ⅳ類乙	Ⅴ類	Ⅵ類	Ⅶ類			
区 域 内 の 概 数	棟 44	棟 10,343	棟 57	棟 67	棟 97	棟 29	棟 101	棟 38	棟 133,413	台 60,543	口 12,035
前 年 度 実 績 引 受	21	5,218	27	35	39	22	65	14	83,962	11,411	20
本 年 度 計 画 引 受	21	5,317	27	35	39	22	65	14	82,178	11,498	20
本 年 度 率 予 定 引 受	% 47.7	% 51.4	% 47.4	% 52.2	% 40.2	% 75.9	% 64.4	% 36.8	% 61.6	% 19.0	% 0.2

※1 園芸施設共済：区域内の概数・・・NOSAI調べ

※2 建物共済、農機具共済：区域内の概数・・・NOSAI調べ

※3 保管中農産物補償：区域内の概数・・・NOSAI調べ

2 農業共済事業の規模

(1) 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

項 目 共済目的等			引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付（納入）	手 持 共済掛金	備 考	
			本年度予定	前年度実績		総 額 (A)	国 庫 負担金 (B)	農 家 負担金 (C)		保険料 (B)－(D) (E)			
農 作 物	水 稲	半 相 殺 方 式	688,137 a 26,168,819 kg	723,404 a 27,465,088 kg	5,792,606 千円	20,506 千円	10,253 千円	10,253 千円	2,375 千円	7,878 千円	18,131 千円		
		全 相 殺 方 式	128,518 a 4,586,262 kg	149,364 a 5,837,393 kg	1,115,400	6,726	3,363	3,363	580	2,783	6,146		
		品 質 方 式	1,170 a － kg	1,170 a － kg	10,386	66	33	33	6	27	60		
		小 計	817,825 a 30,755,081 kg	873,938 a 33,302,481 kg	6,918,392	27,298	13,649	13,649	2,961	10,688	24,337		
	麦	半 相 殺 方 式	27 a 668 kg	27 a 668 kg	11	1	0	1	1	△ 1	0		
		全 相 殺 方 式	5,788 a 134,388 kg	5,788 a 134,388 kg	15,785	299	149	150	34	115	265		
		小 計	5,815 a 135,056 kg	5,815 a 135,056 kg	15,796	300	149	151	35	114	265		
		合 計	823,640 a 30,890,137 kg	879,753 a 33,437,537 kg	6,934,188	27,598	13,798	13,800	2,996	10,802	24,602		
	家 畜	死 亡 廃 用	搾 乳 牛	8,613 頭	8,644 頭	2,373,718	138,649	69,324	69,325	24	69,300	138,625	
			育 成 乳 牛	3,001 頭	2,975 頭	684,768	6,333	3,166	3,167	12	3,154	6,321	
繁 殖 用 雌 牛			8,825 頭	8,945 頭	3,305,127	45,993	22,996	22,997	36	22,960	45,957		
育 成 ・ 肥 育 牛			41,814 頭	42,094 頭	14,071,954	266,903	133,451	133,452	154	133,297	266,749		
繁 殖 用 雌 馬			33 頭	33 頭	10,910	623	311	312	0	311	623		
育 成 ・ 肥 育 馬			35 頭	35 頭	15,863	1,496	748	748	0	748	1,496		
種 豚			2,553 頭	1,796 頭	112,106	20	8	12	2	6	18		
肉 豚			17,521 頭	9,697 頭	242,218	48,250	19,300	28,950	2	19,298	48,248		
乳 用 種 雄 牛			0 頭	0 頭	0	0	0	0	0	0	0		
肉 用 種 雄 牛			13 頭	13 頭	5,920	276	138	138	0	138	276		
種 雄 馬			4 頭	4 頭	3,318	280	140	140	0	140	280		
小 計			82,412 頭	74,236 頭	20,825,902	508,823	249,582	259,241	230	249,352	508,593		
疾 病 傷 害		乳 用 牛	10,315 頭	10,129 頭	346,033	124,654	62,327	62,327	4	62,323	124,650		
		肉 用 牛	29,815 頭	30,483 頭	988,563	322,047	161,023	161,024	9	161,014	322,038		
		一 般 馬	53 頭	53 頭	1,669	69	34	35	0	34	69		
		種 豚	0 頭	0 頭	0	0	0	0	0	0	0		
		乳 用 種 雄 牛	0 頭	0 頭	0	0	0	0	0	0	0		
		肉 用 種 雄 牛	13 頭	13 頭	559	53	26	27	0	26	53		
		種 雄 馬	4 頭	4 頭	113	44	22	22	0	22	44		
		小 計	40,200 頭	40,682 頭	1,336,937	446,867	223,432	223,435	13	223,419	446,854		
合 計		122,612 頭	114,918 頭	22,162,839	955,690	473,014	482,676	243	472,771	955,447			

※ 数値については、四捨五入のため計とその内訳とは一致しない場合がある。

※ 死亡廃用共済の乳用胎児は育成乳牛、肉用胎児は育成・肥育牛に含める。

項 目 共済目的等				引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付（納入） 保険料 （B）－（D） （E）	手 持 共済掛金	備 考
				本年度予定	前年度実績		総 額 (A)	国 庫 負担金 (B)	農 家 負担金 (C)				
果 樹	収 穫	ぶどう	半相殺一般方式	2,088 a	2,088 a	千円 157,133	千円 2,718	千円 1,359	千円 1,359	千円 31	千円 1,328	千円 2,687	
			半相殺一般方式	133 a	133 a	2,096	89	44	45	20	24	69	
		かき	半相殺短縮方式	188 a	188 a	2,766	102	51	51	18	33	84	
			全相殺減収方式	576 a	576 a	14,028	556	278	278	123	155	433	
			小 計	897 a	897 a	18,890	747	373	374	161	212	586	
	くり	全相殺方式	180 a	180 a	295	25	12	13	8	4	17		
		樹体	ぶ ど う	1,296 a	1,296 a	213,634	2,371	1,185	1,186	106	1,079	2,265	
	合		計	4,461 a	4,461 a	389,952	5,861	2,929	2,932	306	2,623	5,555	
	畑 作 物	大 豆	半相殺方式	871 a	871 a	835	16	8	8	12	△ 4	4	
全相殺方式			1,623 a	2,589 a	2,666	94	51	43	71	△ 20	23		
小 計			2,494 a	3,460 a	3,501	110	59	51	83	△ 24	27		
そ ば		全相殺方式	7,753 a	7,753 a	8,375	826	454	372	618	△ 164	208		
合		計	10,247 a	11,213 a	11,876	936	513	423	701	△ 188	235		
園 芸 施 設	ガラス室	Ⅱ類	21 棟	21 棟	72,744	33	16	17	2	14	31		
	プラスチックハウス	Ⅱ類	5,317 棟	5,218 棟	5,357,066	72,642	36,321	36,321	13,982	22,339	58,660		
		Ⅲ類	27 棟	27 棟	85,727	261	130	131	9	121	252		
		Ⅳ類甲	35 棟	35 棟	217,708	771	385	386	26	359	745		
		Ⅳ類乙	39 棟	39 棟	365,700	629	314	315	22	292	607		
		V類	22 棟	22 棟	749,157	2,899	1,449	1,450	127	1,322	2,772		
		Ⅵ類	65 棟	65 棟	73,116	1,432	716	716	264	452	1,168		
		Ⅶ類	14 棟	14 棟	17,445	708	354	354	25	329	683		
	計		5,540 棟	5,441 棟	6,938,663	79,375	39,685	39,690	14,457	25,228	64,918		

(2) 任意共済事業の規模

項目 共済目的等		引 受		共済金額	共済掛金、賦課金			保険料 (B)	保険手数料 (C)	手 持 共済掛金 (D) (A) - (B) + (C)	備 考
		本年度予定	前年度実績		総 額	共 済 掛 金 (A)	事務費賦課金				
建 物	総合	9, 113 棟	9, 342 棟	千円 47, 627, 140	千円 153, 247	千円 131, 433	千円 21, 814	千円 55, 169	千円 5, 793	千円 82, 057	
	火災	73, 065 棟	74, 620 棟	957, 132, 860	816, 527	448, 519	368, 008	244, 958	99, 208	302, 769	
	計	82, 178 棟	83, 962 棟	1, 004, 760, 000	969, 774	579, 952	389, 822	300, 127	105, 001	384, 826	
農 機 具	損害	11, 445 台	11, 350 台	22, 930, 000	137, 729	108, 704	29, 025	-	-	108, 704	
	更新	53 台	61 台	146, 000	41, 205	40, 393	812	-	-	40, 393	
	計	11, 498 台	11, 411 台	23, 076, 000	178, 934	149, 097	29, 837	-	-	149, 097	
保管中農産物補償		20 口	20 口	20, 000	50	35	15	37	-	-	
計		-	-	1, 027, 856, 000	1, 148, 758	729, 084	419, 674	300, 164	105, 001	533, 923	
保険割合 (地震) 50% (地震以外) 30% 保険手数料率 (総合) 10. 5% (火災) 40. 5% 独自保険割合 (地震等) 前年度総合共済引受共済金額の3. 5%を超えた額の50% (地震等を除く自然災害) 前年度総合共済純共済掛金の1, 650%を超えた額の60%											

組合総共済金額

前年度 引受実績	1, 084, 823, 764 千円
本年度 事業計画	1, 064, 293, 517 千円

(3) 農業経営収入保険

項目	引 受		基準収入金額
	本年度予定	前年度実績	
収入保険	経営体 1, 275	経営体 1, 249	千円 12, 880, 809

3 引受計画と実施方策

去年は、夏の暑さが毎年記録更新されるとともに、9月には大雨や台風など全国的に気象変動による自然災害が発生している。さらに、本年の1月6日には島根県東部を震源とする最大震度5強を観測した地震が発生し、その後も全国各地で同規模の地震が発生するなど自然災害の頻発化・激甚化が一層懸念され、農業を取り巻く環境は厳しさを増している。

また、中東での紛争等、不安定な国際情勢の影響により、資材等の高騰が農業経営のみならず、一般生活にも重くのしかかってきている。

このような状況の中、昨年閣議決定され「初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める」とする新たな食料・農業・農村基本計画においても「農業保険」は引き続き農業経営のセーフティネットとして重要な役割を担う施策として位置づけられている。

農業者が予期せぬ災害を被った際に、早期に営農が再開できるよう「農業版BCP（事業継続計画）」の策定を勧めるとともに地域に密着した活動を通じて、農業保険制度の理解促進と信頼の確立を図る必要がある。

また、本年4月より機構改革を行い、本所・出雲支所を分離することにより、一層の業務効率化及び本所・支所機能を活かした農業保険の加入推進を行う。

私たちNOSA Iは「より身近に、より丁寧に、農家のもとへ」を行動スローガンとした「未来へつなぐ」サポート運動を継続的に展開し、農業者の営農形態に即した農業保険の積極的な加入推進を図る。

（1）農作物共済

- ①近年の米価高騰の影響により、令和8年産水稻の補償単価が高くなったことから、農業者が理解・納得できるよう、補償内容や収穫量の把握方法など、データや具体例などを用いて丁寧に説明し、加入推進を行う。
- ②未加入者に対し戸別訪問を行い、補償の充実や調整措置により共済掛金率が引下げられている点など、加入推進に関する内容を農業者に周知する。
- ③青色申告者以外には、充実した補償となる全相殺方式への加入を勧める。自ら乾燥調整を行う農業者等には、帳簿全相殺方式について加入を勧める。
- ④地域再生協議会と連携して水稻生産実施計画書と水稻共済変更届出書との一体化処理を継続実施し、耕地情報の整合性を図り、適正な共済資源の把握に努める。

（2）家畜共済

- ①飼料価格の高騰により畜産経営が厳しい状況ではあるが、家畜共済の必要性を個々の農家に説明し、死亡廃用及び疾病傷害両共済の加入を勧める。

- ②家畜の異動について、農家からの申告を徹底するとともに牛個体識別情報照合システムによりの確に把握し、家畜診療所との連携による引受を行う。
- ③未加入者に対しては、制度を周知することで加入推進を行う。

【家畜診療所の運営方策】

- ①理事会で設置される家畜診療所運営小委員会で家畜診療所運営の方向性を検討する。
- ②行政及び外部識者等で構成される家畜診療所運営審議会を開催し、家畜診療所の運営方策について審議を受ける。
- ③獣医師職員を確保するための対策を講じる。
 - ・多くの獣医学生へアプローチするため、大学での就職説明会に参加する。また、学生への旅費宿泊費助成を実施することで、学生実習を積極的に受け入れる。
 - ・獣医師職員採用試験については、試験会場を組合本所以外に県外にも設置するほか、W e b を利用した採用試験を行うことで学生の受験機会を増やす。
- ④国の獣医療提供体制の整備のための基本方針に基づき、情報通信機器を活用した遠隔地診療を行い、獣医療の効率化に努める。
- ⑤W e b 会議を利用し、獣医師勉強会など各種研修会を実施することで獣医療教育の充実に努める。
- ⑥法令、給付基準等を遵守し、医薬品の適切な管理と使用により、食の安全・安心に貢献する。

（３）果樹共済

- ①青色申告を行っている農業者に対しては、収入保険への加入を優先的に推進する。半相殺方式加入者にも、将来的な収入保険への移行を促すよう努める。
- ②県やＪＡ等の関係機関、生産者団体等と連携し協力を得ながら、加入の推進を行う。
- ③未加入者を把握して戸別訪問による加入推進を図るとともに、加入しない理由等を把握・分析し、将来の加入推進方針の策定等に取り組む。
- ④新たに「雨よけ栽培のシャインマスカット」と「神紅」の引受が可能になったことから、ぶどう共済の引受拡大に努める。

（４）畑作物共済

- ①大豆、そばを作付けする農業者のほとんどは、概ね全量をＪＡ等に出荷している実態にあることから、充実した補償となる全相殺方式への加入を勧める。

- ②新規就農者や前年未加入者、比較的規模の大きい農業者などに絞って戸別訪問を行い、農業保険の加入を勧める。作物の加入申込期間に適した時期に、チラシなどにより加入推進に関する内容を農業者に周知する。
- ③地域再生協議会と連携をとりながら、経営所得安定対策申請者の情報や前年産の耕作者情報などから有資格者の資源把握に努める。

(5) 園芸施設共済

- ①戸数加入率の向上を目標として、本所機能を活かした加入者ニーズの把握、加入者に対するリスク啓発、集団加入の推進に取り組む。
- ②役職員による現地巡回調査により、ハウスの設置状況を把握し、園芸施設共済の有資格農業者のリストの整備を行う。
- ③園芸施設共済への加入等を要件としている補助事業等を利用する農業者の加入の漏れがないよう、行政・JA等の関係機関との連携を図る。
- ④生産部会等の協力を得ながら、集団加入の推進を行う。
- ⑤農業者個人ごとに見積書を作成し、複数メニューの掛金・補償金額等を見積書を提案して、加入者の継続中止を防ぐ。
- ⑥未加入者に対し、園芸施設共済が認知される状況にするため、戸別訪問による加入推進を行う。
- ⑦台風前の6月と降雪前の11月を「災害に強い施設園芸づくり強化月間」と定め、農業者に災害リスクに対して自ら備える意識を高めてもらうため、加入推進を重点的に行う。
- ⑧組合の広報紙やホームページのほかに、JAや県、市町村等の広報媒体も利用して、園芸施設共済の周知に努める。

(6) 任意共済

[建物共済]

- ①近年、火災事故・自然災害事故ともに多発傾向にあることから、短期契約の有利性（掛金の安さ・契約の見直し）を活かした加入推進を行い、加入拡大に努める。
- ②1月6日に地震災害が発生したことを踏まえ、地震災害に対応した総合共済の補償内容を周知し、加入推進及び補償の充実を勧める。
- ③小損害実損てん補特約に加え、臨時費用担保特約など特約事項を周知し、補償の充実を勧める。
- ④支所事業推進協議会を中心に、基礎組織の推進意識と信頼関係を築くことにより、地域に溶け込んだ事業推進体制を整えていく。
- ⑤NOSA I 部長会等を開催し、建物共済の制度理解とPRに努め、自動継続意思確認書やパンフレット等の配布についてNOSA I 部長会等を通じてお願いするなど、基礎組織の協力のもと事業推進に取り組む。

〔農機具共済〕

- ①法人、担い手及び集落営農組織に対し、農機具共済の必要性をパンフレットや広報紙等でPRし、加入推進を行う。
- ②全農提携事業を活用し、加入推進を行う。
- ③自動継続特約付帯者に対し、自動継続意思確認書の送付の際に加入内容を確認してもらうとともに、未加入農機具の把握と加入推進を行う。
- ④新規就農者に対し、個別訪問による制度説明とPRに努める。
- ⑤農機具販売店への訪問、展示会などを利用し、制度の普及推進と事故防止の啓発活動に努める。

〔保管中農産物補償共済〕

- ①ホームページ等で制度の周知に努める。

（７）収入保険

- ①未加入の法人、認定農業者等へ計画的な加入推進を行う。
- ②既存加入者へ丁寧な説明や対応をし、フォローアップに努める。
- ③生産団体等の会議に積極的に参加し制度説明をすることにより、新規就農者の把握や青色申告への移行を勧める。
- ④オンライン申請の普及・利用促進に向け、eMAFF IDの取得やファイルアップロード機能等の個別サポートの推進を行う。
- ⑤書類のPDF化やLINEの活用などにより、事務の効率化に取り組む。

４ 損害評価の適正化の方策

（１）農作物共済

- ①損害評価会の運営を見直し、本所機能を活かした効率的で適正公平な損害評価に努める。
- ②半相殺方式の損害評価は、損害評価員による検見又は実測調査を全耕地で行う。農家申告抜取調査については、被害申告の方法を周知する。
- ③登熟不良等被害の調査により、高温障害等の発生を予測し、被害の発生が見込まれる場合は、関係機関と連携し加入者への情報提供を図る。
- ④見回り調査により被害発生状況の把握に努め、適期の損害評価を行う。

(2) 家畜共済

- ①家畜評価基準に基づき、適正評価を行う。
- ②引受時並びに広報紙により、加入者からの速やかな事故発生通知をお願いする。
- ③情報通信機器を活用した死廃事故認定及び家畜診療所と連携した病傷事故の審査等の損害評価業務を迅速かつ効率的に行い、共済金の早期支払いに努める。

(3) 果樹共済

- ①損害評価会の運営を見直し、本所機能を活かした効率的で適正公平な損害評価に努める。
- ②半相殺方式の損害評価は、損害評価会及び損害評価員、職員による合同評価と実測調査を全耕地で行う。
- ③関係機関の協力を得て損害評価研修会を開催し、担当職員の損害評価知識と技術の向上に努める。
- ④見回り調査により被害発生状況の把握に努め、適期の損害評価を行う。

(4) 畑作物共済

- ①損害評価会の運営を見直し、本所機能を活かした効率的で適正公平な損害評価に努める。
- ②半相殺方式の損害評価は、損害評価会及び損害評価員、職員による合同評価と実測調査を全耕地で行う。
- ③見回り調査により被害発生状況の把握に努め、適期の損害評価を行う。

(5) 園芸施設共済

- ①引受確認時に、加入者からの速やかな事故発生通知をお願いする。
- ②災害発生時には、関係機関、J A等と連携を図ると共に加入者への確認を行い、被害発生状況の把握及び適期の損害評価に努める。
- ③迅速かつ適正な損害評価を行い、共済金の早期支払いに努める。

(6) 任意共済

- ①損害評価研修会を開催し、職員の損害評価知識と技術の向上に努め、適正な損害評価を行う。
- ②鑑定評価基準による建物損害評価の査定実施及び農機具共済損害評価員による審査会等の実施により、公平・公正な損害評価に努める。
- ③引受時並びに広報紙により、加入者からの速やかな事故発生通知の協力をお願いする。

- ④建物、農機具共済金の早期支払いのため、修理請負業者へ書類の早期提出を依頼する。
- ⑤農機具共済加入者で事故率の高い農家に対し、事故低減に向けた安全指導を実施する。

（7）収入保険

- ①収入減少が伴う事故発生時に、遅滞なく損害通知をお願いする。
- ②営農計画の変更時に、遅滞なく変更通知をお願いする。
- ③事故発生や損害防止の確認に必要な、農作業日誌等の記帳を周知する。

5 損害防止事業の実施計画

（1）農作物共済

- ①鳥獣害対策事業
 - ・鳥獣被害の対策として、電気牧柵等の侵入防止設備や捕獲設備の購入費用に対する一部助成とセンサーカメラ貸出事業を行う。
- ②土壌診断事業
 - ・土壌診断を行い、耕地の状況に応じた有機質資材や酸度矯正資材等の施用に役立てる。

（2）家畜共済

- ①畜舎消毒事業
 - ・畜舎の消毒及び衛生害虫駆除等を実施し、疾病の発生予防に努める。
- ②ワクチン接種費用助成金交付事業
 - ・ワクチン接種を行った農家に対し、接種費用の一部を助成することで伝染性疾患の発生予防に寄与する。
- ③大型農家損害防止強化事業
 - ・大型農家に損害防止薬品等を支給し、事故の低減に努める。
- ④動物用医薬品等購入費助成金交付事業
 - ・大型養豚農家に動物用医薬品等購入費の一部を助成することで、疾病の発生予防に寄与する。
- ⑤放牧監視システム（GPS）利用助成金事業
 - ・放牧監視システム（GPS）を導入した農家に対し、利用料の一部を助成することで放牧中の行方不明事故の低減に寄与する。

⑥家畜診療所一般損害防止事業

- ・ 金属異物性疾患予防のための磁石投与や寄生虫性疾患予防のための駆虫剤投与を積極的に行う。
- ・ 伝染性疾患の予防を徹底するため、ワクチン接種の技術料補助を継続し、接種率の向上に努める。

⑦特定損害防止事業

- ・ 周産期疾病については、家畜臨床技術センターによる代謝プロファイルテストを実施し、農家の事故防止と生産性向上に努める。
- ・ 繁殖障害、乳房炎、運動器疾患及び呼吸器疾患については、家畜診療所ごとに検査を実施し、各疾病の発生予防に努める。
- ・ 新生子異常については、母牛へ分娩誘発剤の投与を行い、肉用牛の出生時事故の低減に努める。

（３）果樹共済

①鳥獣害対策事業

- ・ 鳥獣被害の対策として、電気牧柵等の侵入防止設備や捕獲設備の購入費用に対する一部助成とセンサーカメラ貸出事業を行う。

②土壌診断事業

- ・ 土壌診断を行い、耕地の状況に応じた有機質資材や酸度矯正資材等の施用に役立てる。

（４）畑作物共済

①鳥獣害対策事業

- ・ 鳥獣被害の対策として、電気牧柵等の侵入防止設備や捕獲設備の購入費用に対する一部助成とセンサーカメラ貸出事業を行う。

（５）園芸施設共済

①鳥獣害対策事業

- ・ 鳥獣被害の対策として、電気牧柵等の侵入防止設備や捕獲設備の購入費用に対する一部助成とセンサーカメラ貸出事業を行う。

（６）収入保険

①鳥獣害対策事業

- ・ 鳥獣被害の対策として、電気牧柵等の侵入防止設備や捕獲設備の購入費用に対する一部助成とセンサーカメラ貸出事業を行う。

②土壌診断事業

- ・ 土壌診断を行い、耕地の状況に応じた有機質資材や酸度矯正資材等の施用に役立てる。

6 執行体制の整備

(1) 事務執行体制の整備方法

①理事会

理事会運営規則により理事会を開催し、組合運営上の重要事項について審議するとともに、事業進捗状況及び予算執行状況を精査し、適正な組合運営と事業計画の遂行に努め、ガバナンスの強化に努める。

②監事会

監事監査規則に基づいた定時監査（年２回）及び臨時監査として家畜診療所監査、経理処理に係る監査を実施し、業務が適正かつ効率的で健全に運営されているか監査する。

③内部監査体制

「農業共済団体に対する監督指針」に基づき、コンプライアンス態勢の確立とリスク管理の徹底に努め、自主検査チェックリストによる年２回の内部監査を実施する。また、現金及びインターネットバンキングの取り扱い等の経理事務処理について、監査を四半期毎に実施し、内部けん制機能の強化に努める。

(2) N O S A I 部長の設置及び職務

①集落（又はこれに準ずる地区）ごとにN O S A I 部長を置き、組合員と組合の連絡業務及び事業推進等の協力を依頼し、農業保険制度の普及、補償の充実に努める。

（３）職制及び職員の配置計画

- ①機構改革に伴い、本所への事務の集中化を進め、より効果的・効率的な組織運営を図る。
- ②参事統括のもと、限られた職員を適材適所に配置し、本所、支所、事務所及び家畜診療所の連携により、円滑な事業運営に努める。
- ③機構に伴う体制は、本所１室２部６課、４支所５事務所、４家畜診療所５駐在及び家畜臨床技術センターの体制とする。

本所	支所		家畜診療所
参事	東部支所	石見支所	東部家畜診療所
内部監査室	総務課	総務課	隠岐島駐在
総務部	農産課	農産課	雲南家畜診療所
総務課	家畜建物課	家畜建物課	仁多郡駐在
企画情報課	隠岐事務所	邑智事務所	赤来駐在
事業部	出雲支所	浜田事務所	出雲家畜診療所
農産課	総務課	石西支所	石見家畜診療所
家畜課	農産課	総務課	邑智郡駐在
建物農機具課	家畜建物課	農産課	石西駐在
収入保険課	雲南事務所	家畜建物課	家畜臨床技術センター
	仁多郡事務所		

（４）役職員研修等の体制及び計画

- ①役職員の資質向上を目指した人材育成を進める。
 - ・役割意識、知識及びモチベーションの向上を目的とした中央主催（農林水産省、NOSA I 協会）の研修会に積極的に参加する。
 - また、県内での研修会を開催し、より効果的な人材育成に努める。

- ・事業の適切な執行に必要とされる専門的な知識、技能の習得を目的とした中央主催の技術等研修会及び事務講習会等積極的に参加する。また、県内での研修会を開催する。
 - ・新入職員研修会を開催し、社会人としてのビジネスマナーを習得させる。また、フォローアップ研修を実施し、スキルアップとモチベーションの維持につなげる。
 - ・職員の役職や経験、スキルレベルに応じた研修による人材育成に努める。
- ② N O S A I 部長等基礎組織体制強化及び連携を図るため、基礎組織研修会を開催する。

(5) コンプライアンス態勢の確立

- ① コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員一丸となったコンプライアンス態勢の強化に努める。
- ② コンプライアンス・マニュアルに則り、不祥事未然防止、苦情相談対応体制並びに高齢者への加入推進対応の取り組みを実践する。
- ③ 障がい者等に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮に努める。
- ④ 全役職員に対し、コンプライアンス研修を計画的に実施し、コンプライアンスに対する意識の醸成に努める。
- ⑤ 共済掛金等について、不祥事件未然防止の観点から集金業務を減らすため、口座振替以外については金融機関での納付や利便性向上のため、コンビニでの納付を勧める。
- ⑥ 各事業とも重要事項説明並びに個人情報取扱いに関する事項を周知し、事業推進を行う。
- ⑦ コンプライアンス改善委員会により、コンプライアンス・プログラムの推進に関する事項等を審議する。

(6) 普及広報体制

- ① 広報媒体は、制度の普及、定着の実現には不可欠であることを認識し、事業推進と一体となった広報活動を行う。
- ② 農業者に制度内容の周知徹底を図るとともに、親しまれる広報紙の紙面作りに努める。
- ③ 農業共済新聞購読を勧め、農業共済、収入保険の内容並びに営農などの暮らしに役立つ情報提供に努める。
- ④ ホームページ「N O S A I 島根」を最大限活用し、事業内容、収入保険の保険料試算シミュレーションなど最新情報を発信し、P R に努める。
- ⑤ 広報担当者の技術向上を図るため、広報技術研修会を開催する。

(7) システムの管理体制

- ①システム管理、情報管理及び設備管理に努める。また、システム障害の未然防止と障害発生時の早期対応及び早期復旧に努める。
- ②個人データの漏えい等を防ぐため、セキュリティの向上に努める。
- ③情報処理能力の向上を図るため、職員のスキルアップ研修を実施する。

7 予算統制の方策

- (1) 事業計画に基づく事業の遂行及び目標達成により、財源の確保に努める。
- (2) 余裕金運用方針に基づき、余裕金の安全かつ的確な運用により収入の確保に努める。
- (3) 有価証券について、中長期のバランスを考慮した適切なポートフォリオ（償還年度別の償還額及び債券種別の構成）を考慮した運用に努める。
- (4) 経常経費については、関係法令に基づき適正な執行により、業務運営の合理化・効率化を進め、財務の安定化に努める。